

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第155号	登録年月日	令和6年8月27日
申請番号	第281号	申請年月日	令和5年11月22日
特定農林水産物等の区分	第10類 パン類及び菓子類 菓子類（焼き菓子）		
特定農林水産物等の名称	ちんすこう、Chinsukou、金楚飴(チンスコウ)、金楚糕(チンスコウ)		
特定農林水産物等の生産地	沖縄県		
特定農林水産物等の特性	「ちんすこう」は、サクサクとした食感と口溶けの良さを併せもち、濃厚で独特の風味をもつ沖縄の伝統的な焼き菓子である。そのルーツは琉球王朝時代までさかのぼり、現在は沖縄らしい土産品として人気が高く、全国的な知名度を有している。		
特定農林水産物等の生産の方法	(1) 生産地 「ちんすこう」のすべての生産行程は沖縄県内で実施される。 (2) 原料 小麦粉等の穀粉、砂糖、ラード（ラード由来の油脂を含む）を原料として用いる。 (3) 製造の方法 原料を混ぜ、種々の形状に形成して焼成するほか、果肉や果汁・チョコレート等のフレーバーの使用や焼成後のフレーバー等によるコーティングや、浸漬等を行うなどして製造することもできる。 (4) 最終製品としての形態 「ちんすこう」の最終製品としての形態は、菓子類である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	『市場史研究第27号』（2007）によると、「ちんすこう」は、琉球王朝時代、当時交流のあった中国と薩摩との影響を受けて数多く誕生した琉球菓子の一つである。 琉球王朝最後の包丁人として仕えていた ^{アラカキペーチンシュクキ} 新垣親雲上淑規 が首里城内で作っていた当初の「ちんすこう」は、丸い菊の形をした蒸し菓子（漢字表記は「金楚糕」（部首：こめへん））で王家御用達の貴重な菓子であった。これを新垣親雲上淑規の子孫である ^{アラカキシユクコウ} 3代目の 新垣 淑 康 が、1908年に菓子		

	司として沖縄県内に新垣菓子店を興し、「ちんすこう」をレンガ窯で焼き、その後、一口サイズの長細い形にして販売したことで、現在のように誰もが食せる焼き菓子となった。 その後、新垣親雲上淑規の子孫である5代目の^{アラカキシュクフ}新垣淑扶が、沖縄の中心地に支店を出して販路を拡大し、型抜きを用いて機械による大量生産の方法を確立したことにより、「ちんすこう」は、多くの事業者によって製造されるようになった。 また、沖縄県では琉球王朝時代から養豚が盛んで、中国料理の手法を取り入れながら豚肉を基調とした独特の食文化を形成した。1938年頃には全国一の飼育頭数（約14万頭）となり、豚を余すところなく食する食文化が根付いていたことから、「ちんすこう」の原料には、オレイン酸などが多く酸化しにくい「ラード」が使用されてきた。このことが「ちんすこう」の味にコクや深みを与え、一般的なクッキーやビスケットとは異なる独特の風味を生み出している。 現在では、細長い形、丸形、ハート形などの種々の形状に作られ、また、チョコレートでコーティングされたもの、果汁・果肉などを練り込んだもの、焼成したあとにチョコを染み込ませたものなど、主原料以外の材料も使用された多種多様な「ちんすこう」が製造されるようになった。 沖縄県が、観光客及び沖縄県への旅行経験の関東・関西地区在住者を対象に実施したアンケート調査（有効回答5,007票）「平成26年度観光土産品トレンド等調査・支援事業報告書」（沖縄県発行）によると、「良く知っている沖縄の土産品」では回答者の72.6%が、また、「購入した土産品の種類」では回答者の62.8%が「ちんすこう」を挙げるなど、その知名度と人気は非常に高い。
特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由	現在の特性を有する「ちんすこう」は、新垣淑康が琉球王朝の宮廷菓子であった蒸し菓子を1909年にレンガ窯で焼いて考案したのが始まりで、長い歴史を有している。 また、新垣家のこれまでの努力や沖縄県内の菓子事業者の創意工夫により、「ちんすこう」は沖縄の土産品としての地位を確立し、全国的な知名度と人気を獲得するに至っており、多くの観光客等から「ちんすこう」が選ばれる理由とし

	て、沖縄の文化や歴史を象徴する土産品であり「沖縄らしい」と親しまれていることが挙げられる。 更に 2023 年に放映されたテレビ番組では、海外の消費者へのインタビューによる日本を代表する菓子ランキング（美味しさ）で 1 位になるなど、その人気は今なお拡大傾向にある。
規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項	法第13条第 1 項第 4 号ロ該当の有無：無 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。） ：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 沖縄県那覇市久米 2 丁目 2 番10号 中小企業振興会館 3 階 那覇商工会議所内 会長 松本 元一
備考	